

## 公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和5年1月23日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
永山 貴大

### 記

#### 1. 公募に付する事項

本業務は、「基幹IP網システムの技術的支援委託」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者が1者であれば随意契約を行うことを予定している。

#### 2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房通信基盤課技術指導第一係

電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月3日（金） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

#### 4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

令和5年1月23日  
警 察 庁

関係者各位

公募に参加する者に必要な資格等について  
調達件名「基幹IP網システムの技術的支援委託」について、参加に必要な  
資料等の提出をお願いいたします。

記

1 提出資料

- (1) 参加意思確認書 1部
- (2) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格） 1部  
「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされていることを  
証明する資料

2 提出先

東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎2号館 警察庁長官官房通信基盤課技術指導第一係  
03-3581-0141（代表）

3 提出期限

令和5年2月3日（金）17時00分

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「基幹IP網システムの技術的支援委託」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）

## 基幹 I P 網システムの技術的支援委託仕様書

警察庁長官官房  
通信基盤課  
令和 4 年 1 2 月 2 6 日

### 1 総則

#### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、基幹 I P 網システムの構成機器の技術的支援委託の役務に適用する。

#### 1. 2 支援対象機器及び数量

別紙 1 のとおり

#### 1. 3 用語の意味

##### 1.3.1 システム

基幹 I P 網システムをいう。

##### 1.3.2 ソフトウェア

支援対象機器に導入されているファームウェア、オペレーティングシステム及びアプリケーションソフトの総称をいう。

##### 1.3.3 情報通信部

支援対象機器を設置している別紙 2 に示す情報通信部をいう。

##### 1.3.4 技術的支援

支援対象機器の障害及び問合せに対して、代替策や解決策の回答を行うための調査等をいう。

##### 1.3.5 回答

技術的支援を依頼した警察庁又は情報通信部へのメール及び電話による確認結果、代替策及び解決策の回答をいう。

##### 1.3.6 中間報告

技術的支援を依頼した警察庁又は情報通信部へのメール及び電話による進捗状況及び回答予定日の報告をいう。

#### 1. 4 関連仕様書

警通仕形基第 6 号「基幹 I P 網システム構成機器仕様書」

警通仕形施第 2 号改 3「基幹 I P ネットワーク構成機器仕様書」

#### 1. 5 疑義等

本仕様書に記載されていない事項及び内容に関する疑義については、警察庁と協議すること。

### 2 委託内容

2. 1 契約業者は、24時間体制の技術的支援受付窓口を設置し、支援対象機器の障害や技術的な問合せを受け付けること。

2. 2 契約業者は、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項）を除く日の午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、技術的支援を行い、次のとおり回答すること。

2.2.1 契約業者は、技術的支援の依頼を受け付けた場合は、当日を除き 5 営業日以内に回

答又は中間報告を行うこと。

2.2.2 契約業者は、2.2.1にかかわらず、以下に示すシステムの停止等、システムを利用する業務の運用に重大な影響を与える障害に関する技術的支援の依頼を受け付けた場合は、24時間以内に回答又は中間報告を行うこと。

- (1) 警察庁、管区警察局及び警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。以下同じ。）間の通信ができない場合
- (2) 中継装置間の障害が1分以上継続している場合
- (3) 警察庁、管区警察局及び警察本部間の経路障害が30分以上継続している場合
- (4) 警察署及び分庁舎等において、自拠点の警察本部等と10分以上継続して通信できない場合
- (5) システムの障害により、警察業務に多大な影響を及ぼしている、又はそのおそれがある場合

2.3 契約業者は、障害に関する技術的支援について、障害部位の切り分け又は設定情報の誤り箇所を特定し、回答すること。障害部位の切り分けに当たっては、警察庁又は情報通信部から受領した機器のログ及びメモリ内容を解析すること。ただし、メモリ内容の解析は、障害発生時にメモリの内容が記録されたファイルが出力された場合に限る。

2.4 契約業者は、問合せに関する技術的支援について、支援対象機器における設定の確認を行い、回答すること。

なお、設定の確認は、契約業者における支援対象機器等を用いた動作の検証を含まない。

### 3 特記事項

#### 3.1 支援委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 3.2 提出書類

3.2.1 体制表及び技術者名簿を作成し、契約後遅滞なく警察庁に提出すること。

なお、体制表等の内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

3.2.2 技術的支援の実施状況についての報告書を3か月ごとに作成し、速やかに警察庁に報告すること。

なお、警察庁が緊急を要すると判断し報告を求めた場合は、速やかに警察庁に報告すること。

3.2.3 本契約の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合は、速やかに警察庁に報告するとともに、所要の措置を執ること。

#### 3.3 設計情報

システムの設計情報等を得るために、システム設計業者と連絡を行う場合は、警察庁を仲介して連絡すること。

なお、費用が別途必要となる場合は、契約業者において負担すること。

#### 3.4 再委託

3.4.1 本契約において再委託を行う場合は、事前に警察庁と協議を行い、契約書で定める再委託の承認を得ること。

なお、技術的支援委託業務における主たる部分である、総合的企画、業務執行管理

及び技術的判断については再委託することはできない。

- 3.4.2 本仕様書で調達する役務の再委託先については、あらかじめ警察庁に候補となる対象のリストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない部分があると判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、候補となる対象のリストを再提出すること。
- 3.5 技術的支援情報の管理  
契約業者は、本契約に基づき提供を受けた情報について、技術的支援の終了後、本契約の終了後又は警察庁から廃棄を求められたときは、警察庁が認めた方法により廃棄すること。

## 別紙1 支援対象機器

関連仕様書	品目	機種	数量	ソフトウェアライセンス
基幹IPネットワーク構成機器	中継装置	ASR1002-X	11	Advanced Enterprise Services
	暗号装置1	ASR1001-X	68	Advanced Enterprise Services
	暗号装置2	CISCO4331	64	IP Base
	暗号装置3	ASR1001-X	30	Advanced Enterprise Services
	暗号装置4	CISCO4451	74	IP Base + SEC + APP
	暗号装置5	CISCO4331	19	IP Base + SEC + APP
	暗号装置6	CISCO4321	6	IP Base + SEC + APP
	暗号装置7	Cisco 891FJ	2,629	Advanced IP Services
	暗号装置7	Cisco 1111-4P	66	IP Base + SEC + APP + HSEC
	コアスイッチ	Catalyst 4506-E	59	IP Base
	コアスイッチ	Catalyst9404R	57	Advantage
	レイヤ2スイッチ1	Catalyst 2960X-48TS	118	LAN Base
	レイヤ2スイッチ3	Catalyst 2960X-24TC	8	LAN Base
	レイヤ2スイッチ4	Catalyst 2960X-24PC	2,646	LAN Base
	レイヤ2スイッチ4	Catalyst1000-24P-4G		LAN Base
	暗号鍵配信装置1	CISCO4431	6	IP Base
暗号鍵配信装置2	CISCO4431	112	IP Base	
基幹IPネットワーク構成機器	中継装置3	ASR1006	10	Advanced Enterprise Services
	中継装置4	ASR1006	2	Advanced Enterprise Services

別紙2 情報通信部

所属	
北海道警察	北海道警察情報通信部
	函館方面情報通信部
	旭川方面情報通信部
	釧路方面情報通信部
	北見方面情報通信部
東北管区警察局	東北管区警察局情報通信部
	青森県情報通信部
	岩手県情報通信部
	宮城県情報通信部
	秋田県情報通信部
	山形県情報通信部
福島県情報通信部	
東京都警察	東京都警察情報通信部
関東管区警察局	関東管区警察局情報通信部
	埼玉県情報通信部
	茨城県情報通信部
	栃木県情報通信部
	群馬県情報通信部
	千葉県情報通信部
	神奈川県情報通信部
	新潟県情報通信部
	山梨県情報通信部
	長野県情報通信部
	静岡県情報通信部
中部管区警察局	中部管区警察局情報通信部
	富山県情報通信部
	石川県情報通信部
	福井県情報通信部
	岐阜県情報通信部
	愛知県情報通信部
	三重県情報通信部
近畿管区警察局	近畿管区警察局情報通信部
	滋賀県情報通信部
	京都府情報通信部
	大阪府情報通信部
	兵庫県情報通信部
	奈良県情報通信部
和歌山県情報通信部	
中国四国管区警察局	中国管区警察局情報通信部
	鳥取県情報通信部
	島根県情報通信部
	岡山県情報通信部
	広島県情報通信部
山口県情報通信部	
中国四国管区警察局 四国警察支局	四国警察支局情報通信部
	徳島県情報通信部
	香川県情報通信部
	愛媛県情報通信部
	高知県情報通信部
九州管区警察局	九州管区警察局情報通信部
	福岡県情報通信部
	佐賀県情報通信部
	長崎県情報通信部
	熊本県情報通信部
	大分県情報通信部
	宮崎県情報通信部
	鹿児島県情報通信部
沖縄県情報通信部	



## 契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

- 1 契約事項 基幹 I P 網システムの技術的支援委託
- 2 支援対象機器及び委託内容
  - (1) 支援対象機器  
詳細は別添仕様書のとおり
  - (2) 委託内容  
詳細は別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 ￥ . -（委託期間中の料金の合計）  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ . -  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 契約期間 令和5年4月1日から  
(委託期間) 令和6年3月31日まで
- 5 契約保証金 徴収免除

(目的)

第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、表記支援対象機器（以下「機器」という。）の技術的支援を行い、甲はその対価として第3条の料金を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

(料金)

第3条 料金は、別紙「基幹 I P 網システムの技術的支援委託料金表」のとおりとする。

(料金の改定)

第4条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、3箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(技術的支援及び確認)

第5条 乙は、機器の技術的支援を行うものとする。

- 2 乙は、本契約における技術的支援方法等についてあらかじめ甲の承認を得るものとする。  
なお、技術的支援に要する費用は、乙の負担とする。

(料金の請求)

第6条 乙は、別紙「基幹IP網システムの技術的支援委託料金表」に定める期間終了ごとに甲の係官による作業報告書の確認を受けた後、第3条に規定する料金を甲に請求するものとする。

(料金の支払)

第7条 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受領した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）に料金を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第9条 甲は、第11条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し

次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
  - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第11条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
    - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
    - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
    - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
  - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
  - (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
  - (4) 乙が第19条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
  - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未履行期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定にする罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定

されたとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第14条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
  - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第15条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
  - 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
  - 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
  - 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

- 第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

（秘密の保持）

- 第17条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第19条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
永山 貴大

乙

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降のすべての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始20日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

## 基幹IP網システムの技術的支援委託料金表

期 間	月 額	消費税額	小 計	支払額
令和5年4月				
令和5年5月				
令和5年6月				
令和5年7月				
令和5年8月				
令和5年9月				
令和5年10月				
令和5年11月				
令和5年12月				
令和6年1月				
令和6年2月				
令和6年3月				
合 計				

※月額消費税は円未満を切り捨てとし、その端数は契約期間の開始月に支払うものとする。